

未実現損益を考慮しないことの危険性

IASB 議長ハンス・フーガーホースト氏によるスピーチ

IFRS カンファレンス、東京、2014 年 9 月 3 日

東京を再び訪れることができ非常に嬉しく思います。また、主催者である KPMG にはこの重要なカンファレンスを IFRS 財団と共同開催して下さったことに感謝いたします。

本日、皆様には 2 つの論点についてお話しする予定です。まず、世界における IFRS の使用に関する我々の最近の考察に関してお話しします。もちろん、日本での最近の動向についても詳しく述べさせていただきます。2 番目に、新しい「概念フレームワーク」に関する我々の議論の中で最も重要な論点の 1 つ、すなわち、純損益及びその他の包括利益 (OCI) の意義について掘り下げてお話ししたいと思います。

世界における IFRS の使用

世界における IFRS の拡大は驚くべき成功であったと言えると思います。10 年前には誰も IFRS を使用していませんでしたが、現在では世界の至るところに広がっています。最近、我々は世界中での IFRS の実際の使用についての非常に正確な実態を示したポケット・ブックを出版しました。この情報は、我々のウェブサイトでもご覧になれます。

これまでに調査した 130 の法域のうち 107 の法域において、全部又は大部分の企業に IFRS の使用が要求されています。さらに、13 の法域において IFRS の使用が認められています。

アジア・オセアニアにおいて、IFRS のダイナミクスは依然として強力です。もちろん、オーストラリアとニュージーランドが全面的に適用しています。韓国、マレーシア、シンガポール、香港などのアジア諸国も同様です。中国はまだ採用していませんが、その基準は IFRS に非常に近いものであり、中国政府は全面的なコンバージェンスを最終目標として公約しています。さらに、香港で上場している多くの中国企業が、外国の投資者を引き込むため IFRS に準拠した報告をしています。

日本における IFRS の使用

日本は、IFRS の採用に関して非常に興味深いケースです。ほぼすべての法域において、IFRS の採用は政府機関の決定によってすべての上場企業に義務付けられました。ご承知のとおり、日本では、IFRS を採用するかどうかは個々の企業の選択の問題となっています。このため、日本企業が IFRS の適用を選択するのは、それが事業上、合理的であると強く認められる場合だけなのです。

現在、こうした事業上の決定が急な勢いで行われています。日本での IFRS 適用企業数は、この 1 年で 20 社から 44 社に倍増しました。経団連は、東京市場の時価総額の 20% に当たる約 60 社が来年末までに IFRS を適用していると予想しています。ですから、日本は IFRS の適用について着実に前進しているのです。

すでに IFRS を適用している日本企業からは、次のような理由で適用を決めた旨を伺っています。第 1 に、世界中に多くの子会社がある企業にとって、内部報告と外部報告の両方の財務報告言語を単一にすることが、単純に費用対効果が高いということです。また、IFRS を使用することによって、日本企業は世界中の投資者とのコミュニケーションをさらに容易にすることになります。これらの投資者が日本基準の複雑さを理解するとは限りませんが、IFRS については理解しています。そのため、IFRS の使用は、外国の投資者にとっての日本の株式への投資の魅力を高めることになります。日本において IFRS を受け入れようとする環境は、企業会計基準委員会 (ASBJ) と金融庁の両者による非常に建設的な取組みのおかげでもあります。国際会計基準審議会 (IASB) はその努力に非常に感謝しています。

IASB は、ASBJ による新しい日本会計基準のセット、いわゆる修正国際基準 (JMIS) に関する最近の公開草案について、高い関心をもって注視しています。JMIS は、基本的に、IASB が公表したほとんどの IFRS に ASBJ が提案している 2 つの主要な修正を組合せたものから構成されています。これらの 2 つの修正は、のれんの会計処理といくつかの OCI 項目のリサイクリングに関するものです。

私は、ASBJ が非常に短い期間で JMIS を作成するために懸命に作業してきたことを承知しており、この取組みを称賛しています。また、IFRS との相違を非常に少なくしたことは称賛すべきことです。現在、日本基準と IFRS との間にはこれらの 2 つの論点以外にも多くの相違があり、提案された修正はもっと多くなっていた可能性もありました。

JMIS がどの程度、日本企業にとって魅力的な選択肢となるのかはまだ分かりません。多くの日本企業がのれんの償却とすべての OCI 項目のリサイクリングに非常に関心をお持ちであることを承知しています。一部の日本企業にとっては、JMIS は、おそらく全面的な IFRS 採用への中間的なステップとして、重要な選択肢となるかもしれません。

しかし、JMIS の欠点は、外国の投資者に IFRS として認識されないということでしょう。これは、単純に JMIS が IFRS と異なっているからです。こうした相違は、たとえ小さくても、投資者の混乱を招く傾向があります。また、JMIS で報告する企業は引き続き、日本での活動のための言語と海外の子会社の活動の言語という 2 つの異なる会計言語で作業することになるでしょう。

ですから、JMIS の採用を決定する企業は、コストの削減や国際的な投資者との関係の改善に関する IFRS の完全な便益を得ることなしに、新しい会計基準への移行コストのすべて

を負担しなければなりません。このため、私の暫定的な予想としては、会計基準の変更を検討している日本企業の大部分にとって、IFRSの採用の方がおそらく依然として魅力的な選択肢となるでしょう。

最後に、のれんとリサイクルの両方の論点は、企業結合の適用後レビューと我々の「概念フレームワーク」に関する作業の中で、非常に真剣に検討されるということを述べておきたいと思います。

「概念フレームワーク」

次に、「概念フレームワーク」の改訂に関する現在の作業についてお話させていただきます。「概念フレームワーク」に関する作業の中で最も難しい問題の1つは、純損益とその他の包括利益をどのようにして区別するのかです。

これまでの議論では、純損益とOCIとの間の二元的な線引きはできていません。損益項目をどちらかの区分に、自動的にあるいは半自動的にプロセスを通じて分類するような単一の原則を見出してはいません。それでも、我々の暫定決定のうちいくつかに関する重大さは過小評価すべきでないと思います。

まず、我々は、純損益を「企業がある期間において経済的資源から生み出したリターンに関する主要な情報源」と定義しました。これは、純損益は、ある期間における報告企業の業績について、最も目的適合性のある情報だと考えていることを意味します。

IASBにとって、これは過去に有していた見解を変えたこととなります。ごく最近まで、IASBは、当初、純損益とOCIとの間に明確なヒエラルキーを設けない単一の業績計算書が望ましいとしていました。ですから、IASBが純損益をある期間における企業の業績の主要な情報源と特定するようになったことは、純損益の「復権」と見ることができます。

私は、これは賢明な決定だと思っています。市場（プロの投資者と高度な知識のない投資者の両方）が純損益にどれほど依拠しているのかを過小評価すべきではありません。企業が四半期又は年次の決算書を発表する際に、新聞の見出しは通常、純損益に焦点を当てています。純損益は、多くの「購入か保有か」に関する決定の基礎となっています。また、株価収益率など一般に使用されている評価技法の基礎でもあります。このため、要約された業績指標としての純損益に対する市場のニーズを過小評価すべきではありません。

純損益が主要な業績指標であることに同意するのであれば、純損益は堅牢である必要があります。ASBJはこの堅牢性を純損益の定義に反映しようと試みました。すなわち、「純損益は、ある期間における企業の事業活動に関する不可逆な成果についての包括的な測定値を表す」という定義です。この定義によれば、純損益は「包括的(all-inclusive)」かつ「不可逆(irreversible)」であるべきだということになります。

このスピーチの後半で、「不可逆性」という考え方に関する私の考えをお話ししますが、私はこれには問題があると思っています。しかし、「包括的であるべき」という考え方には非常に共感しています。特に、「受託責任の観点から、財務諸表は包括的であるべきで、たとえ一部の取引又は事象が非反復的と考えられる場合であっても、あらゆる純損益が開示されるべきである」という記載について、ASBJに全面的に賛成です。

実際、リストラクチャリングに係る引当金などのように、非反復的な事象でも、利益や配当に大きな影響を与えることがあります。さらに、「一度限り」の損益項目が企業の戦略又は市場状況について劇的な変化を示唆することが多くあります。このため、関心事が市場参加者の注目を逃れることがないようにするために、純損益はできるだけ包括的であるべきです。

純損益がある期間における主要な業績指標であり、できるだけ包括的であるべきである旨に同意するならば、それは OCI の使用について何を意味するのでしょうか。

6月の会議で IASB は、特定の基準の中で、ある項目を OCI に含めることが当該期間における純損益の目的適合性を高めると IASB が判断する場合を除き、利益及び費用の項目すべてを純損益に含めるべきであるという反証可能な推定を設けるべきであると決定しました。私は、この原則の重大さも十分には理解されていないように思います。これは、基準設定主体が OCI という手段を用いる場合には、高いハードルを越えなければならないことを明確に示すものです。

ここまでは良いと思いますが、OCI の使用にどのくらい高いハードルを設けるべきなのか、OCI をどのくらい正確に定義すべきなのかが問題となります。ここが、難しいところです。

過去に、IASB は OCI の使用に関して場当たりのとも見えるいくつかの決定を行ってきました。これらの決定は包括的な原則によることなく行われてきましたが、その多くは合理的なものだったと思います。一例はキャッシュ・フロー・ヘッジで、当該会計処理においては、OCI は予定取引が完了するまでデリバティブの価値変動を一時的に置いておくために使用されています。OCI を使用しないと、キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理は意味をなしません。

もう 1 つの例は、海外事業の外貨換算で、当該会計処理においては、OCI は期末と平均の為替レートとの間の「プラグ」としての役割を果たしています。大半の人々が、このプラグを純損益に含めることは目的適合性のある業績情報につながらないということに同意するでしょう。

この「種々雑多なプラグ」の集合体のほかに、IASB は、OCI の使用についてより同質性の高い区分がありうる旨を識別しています。これは二つの測定(dual measurement)という

区分です。二つの測定とは、ある測定基礎が財政状態計算書について適切で、別の測定基礎が純損益に適切であると IASB が判断する場合に生じます。このような場合に、OCI は純損益と貸借対照表との間の橋渡しの役割を果たすのです。

これについては、IFRS 第 9 号「金融商品」での負債性金融商品についての FV/OCI 区分が良い例です。この区分の事業モデルは、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的としているため、償却原価と公正価値情報の両方に目的適合性があると考えられ、OCI はこの 2 つの測定基礎の橋渡しの役割を果たします。二つの測定の使用が概念的に正当化できると考えられる場合には、OCI の使用が論理的に生じます。

また、IASB は OCI の使用についてさらに幅広いアプローチを検討した上で、棄却しました。そのアプローチとは、未実現損益の要素の大部分は純損益の外で表示するのが最も適切であるという見解に基づくものです。こうした未実現損益は、長期の資産又は負債の定期的な再測定から生じる可能性があります。これらは、保有期間にわたり全部又は大部分が戻ることもあり得ます。この見解では、このように成果の不確実性が高い損益は、実現していない限り、純損益に含めるべきではないこととなります。長期的に保有する年金負債又は資産は、この幅広いアプローチでは OCI の候補となり得ます。

ASBJ にとって、未実現損益の結果の不確実性は、OCI の使用が考えられるとする重要な理由です。ASBJ にとって、純損益の堅牢性は、純損益が「包括的」であるだけでなく、「不可逆」とするものでもあることを意味しています。

ASBJ は、長期の資産及び負債を OCI に分類するという提案の中で、受託責任の原則に明示的に言及しています。日本だけでなく、世界中の多くの人々が、未実現の損益項目を純損益に含めることの危険性を指摘しています。特に、未実現利益を含めることは役員報酬や配当の不当な増加につながるおそれがあると指摘しています。

OCI に関するこの幅広いアプローチには、確かに直感的に魅力的ですが、困難を伴うと思います。未実現損益項目を機械的に OCI に表示するようになってしまうことは、忠実な表現の欠如を生じる可能性があると思っています。また、受託責任の観点からも好ましくない可能性があると思います。その理由を説明しましょう。

まず、未実現損益には、利得だけではなく、損失も含まれています。未実現損失の重大さを軽視することは、非常に危険なことになる可能性があります。

OCI の危険性の非常に現実的な例は、今世紀の最初の 10 年間に於いて、いくつかの米国の大手自動車メーカーや航空会社に起こったことです。それらの会社の従業員給付制度は、巨額の負債を OCI に累積させていました。未実現ではありましたが、これらの積立不足は現実のものでなかった訳ではありません。実際に、これらの会社のいくつかの破綻において重要な要素となったのです。

表 1

OCI の危険性

資本と確定給付制度

ジェネラル・モーターズ—2008 年（10 億ドル）

| 株主資本（借方）/貸方 | |
|-------------|-------------|
| 資本合計 | その他の包括利益累計額 |
| (85) | (32) |

デルタ航空—2005 年（10 億ドル）

| 株主資本（借方）/貸方 | |
|-------------|-------------|
| 資本合計 | その他の包括利益累計額 |
| (9.9) | (2.7) |

ユナイテッド航空—2002 年（10 億ドル）

| 株主資本（借方）/貸方 | |
|-------------|-------------|
| 資本合計 | その他の包括利益累計額 |
| (2.5) | (2.7) |

これらの負債の着実な増加は、純損益に影響を与えていませんでした。これを純損益に表示していたならば、おそらく、これらの問題にもっと早い時期に直面していたことでしょう。これらの企業は、おそらく、配当をせずにもっと多くの利益を留保することを強いられたことでしょう。ですから、受託責任の観点からは、未実現の従業員給付について OCI を使用したことは、非常に大きな影響がありました。

損失が不可逆となるまで認識を延期することには、1つの大きな欠点があります。すなわち、損失が実際に不可逆となっているということです。

これが、デリバティブの未実現損益について、我々が非常に異なる処理を選択した理由なのです。デリバティブは、長期にわたり未実現のままとなり、その価値の変動性が高く反転可能である場合があります。それでも、ヘッジ会計の場合以外では、これらを OCI に表示することがまともな選択肢とは考えられていません。

デリバティブを純損益を通じて公正価値で測定するという決定は、その影響を明確に可視化したいという要請が大きなきっかけとなりました。この会計処理は、1994年のオレンジ郡（カリフォルニア州）の破綻などいくつかの非常に目立った事件の後に選択されまし

た。これらの事件において、デリバティブが実際に「大量破壊兵器」になり得ることが明確に証明されました。そのような影響の可能性を純損益の白日の下に晒すことが、最善の消毒剤と考えられたのです。

理論的には、未実現利益を OCI を通じて表示し、未実現損失は純損益を通じて表示することによって、未実現損益の危険性に対処することも考えられます。実際に、多くの中央銀行は利益の一部が財務大臣の貪欲な手が及ばないようにするために実務でそうしています。しかし、これは極端な偏り（財務報告の完全な非対称）につながります。経済実態の忠実な表現が失われ、投資者は企業業績の足跡を完全に見失うこととなります。

明らかに、未実現損益項目を純損益から除外することは、リスクなしではられません。不当な利益獲得行動の危険性には、配当や報酬に関する規制上又は法律上の制約を通じて対処の方が適切であり、これが多くの法域での共通の実務です。会計は、利益のうち結果が非常に不確実な部分を識別するのに役立つことはできますが、潜在的にリスクの高い状況を隠す結果となるべきではありません。

私は、未実現損益を機械的に OCI に表示してしまうようにすることは非常に問題があると思います。さらに、OCI が長期の資産又は負債の短期的な「市場のボラティリティ」を反映するために使用されている場合に、それが含んでいる情報を無視すべきではありません。OCI 中の損益は、純損益に反映される損益よりも確実性が低いかもしれませんが、OCI がリスクの兆候を含んでいて、皆さんが考えるよりも早く現実化する場合があります。明らかに、損益の未実現の要素を考慮しないことは、財務上の健全性に有害となるおそれがあるのです。

最後に、多くの日本の方々の耳には音楽のように聞こえるであろうリサイクリングについてコメントをしたいと思います。IASB の理事の過半数が、純損益の重要性を考慮して、OCI に含まれるすべての項目は純損益にリサイクルすべきであるという反証可能な推定を設けるべきだと決定しました。

しかし、皆さんがお祝いを始める前に、この決定は、我々のすべての基準でリサイクリングがルールとなることを自動的に意味するわけではないことを指摘しておきたいと思います。リサイクリングを意味のある方法で適用するには複雑すぎる状況もあるかもしれません。

また、リサイクリングは必ずしも長年隠されていた未実現損益の問題を解決するものではないということも指摘しておきます。先ほどお話しした従業員給付負債の例がその一例です。米国会計基準では、最終的にはすべて純損益にリサイクルされることとなりますが、明らかに適時にそうなってはいませんでした。いずれにせよ、IASB の意思決定は、リサイクリングは例外ではなく原則とすべきであるという明確なシグナルです。これで、スピー

チを終えさせていただきます。